

第一類 第一號

第二十六回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第十七号

昭和三十二年三月十四日(太曜日)
午前十時三十五分開議

出席委員
委員長 相川 勝六君

理事大平 正芳君 理事福井 順一君

理事受田 新吉君 理事高橋 順一君

理事保科善四郎君 理事石橋 政嗣君

江崎 真澄君 大坪 保雄君

北 晴吉君 薄田 美輔君

田村 床次 船田 勝次君

中村 高一君 西村 力弥君

出席國務大臣
國務大臣 厚生大臣

法務大臣 位野太益雄君

出席政府委員
檢査官(大臣官) 檢査官(大臣官)

法務事務官 渡部 善信君

厚生事務官(大臣官) 法務事務官(大臣官)

厚生技官(公) 法務事務官(大臣官)

衆衛生局環境衛生部長 厚生事務官(大臣官)

厚生事務官(大臣官) 厚生事務官(大臣官)

委員外の出席者
専門員 安倍 三郎君

三月十三日

委員淡谷悠藏君辞任につき、その補欠として中村時雄君が議長の指名で委員に選任された。

三月十三日

紀元節復活に関する請願外三百件

(織田彌三君紹介)(第二〇五八号)

同外二百件 (織田彌三君紹介)(第二一〇二号)

恩給額調整に関する請願 (小山亮君紹介)(第二〇五九号)

同 (原茂君紹介)(第二一〇六〇号)

同外十件 (松平忠久君紹介)(第二一六二号)

同 (山下春江君紹介)(第二一〇六二号)

同 (有田喜一君紹介)(第二一〇三号)

同 (渡海元三郎君紹介)(第二一〇四号)

同 (小坂善太郎君紹介)(第二一〇五号)

同 (山本敏夫君紹介)(第二一〇六号)

停止中の旧軍人恩給支給に関する請願 (小笠公韶君紹介)(第二一〇六三号)

同 (田中稔男君紹介)(第二一〇五号)

同 (高木松吉君紹介)(第二一〇六八号)

元外地鐵道職員に関する恩給法等の特例制定に関する請願 (芳賀貞君紹介)(第二一〇〇号)

旧海軍特務士官及び准士官の恩給は正にに関する請願 (田中稔男君紹介)(第二一四四号)

同 (保科善四郎君紹介)(第二一四五号)

同外七件 (床次健二君紹介)(第二一六五号)

同 (池田清志君紹介)(第二一〇八号)

同 (長谷川四郎君紹介)(第二一六六号)

同 (中馬辰猪君紹介)(第二一〇九号)

同 (厚生省設置法一部改正する法律案(内閣提出第五九号))

本日の会議に付した案件
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
の審査を本委員会に付託された。

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

同 (遠藤三郎君紹介)(第二一〇九号)

同 (竹内俊吉君紹介)(第二一一〇号)

同 (中村庸一郎君紹介)(第二一一一號)

同 (原捨恩君紹介)(第二一四二号)

同 (松浦松平君紹介)(第二一四三号)

元満鉄社員に恩給法適用等に関する請願 (愛知揆一君紹介)(第二〇六七号)

同 (池田禎治君紹介)(第二一〇七号)

同 (有馬英治君紹介)(第二一三九号)

下郷町の寒冷地手当引上げの請願 (高木松吉君紹介)(第二一〇六八号)

兵庫県下の寒冷地手当引上げ等に関する請願 (有田喜一君紹介)(第二一〇二号)

傷病慰給増額に関する請願 (中崎敏君紹介)(第二一二二号)

特例制定に関する請願 (芳賀貞君紹介)(第二一〇〇号)

刑務所の看守に関する請願 (中崎敏君紹介)(第二一二二号)

刑務所のお世話になりまして、いろいろ感じたことがあります。私が昭和六、七年ごろ、二、三年

刑務所のお世話になりました。私どもは未決であります。自分のことを言って恐縮ですが、私は、昭和六、七年ごろ、二、三年

刑務所のお世話になりました。私どもは未決であります。自分のことを言って恐縮ですが、私は、昭和六、七年ごろ、二、三年

刑務所のお世話になりました。私どもは未決であります。自分のことを言って恐縮ですが、私は、昭和六、七年ごろ、二、三年

刑務所のお世話になりました。私どもは未決であります。自分のことを言って恐縮ですが、私は、昭和六、七年ごろ、二、三年

刑務所のお世話になりました。私どもは未決であります。自分のことを言って恐縮ですが、私は、昭和六、七年ごろ、二、三年

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

○相川委員長 これより会議を開きます。

厚生省設置法の一部を改正する法律案及び法務省設置法の一部を改正する法律案

ます。

質疑を許します。西ヶ久保重光君。

○西ヶ久保重光君 所管が違うのであります。

ますけれども、ちょうど法務省設置法

の一部改正が出来ましたので、少しお伺い

いしたいと思います。

それはいろいろありますけれども、

特に刑務所関係の看守——昔は看守と申しましたが、今は何と言いかわかりませんが、看守の待遇についてであります。

特に刑務所関係の看守——昔は看守と申しましたが、今は何と言いかわかりませんが、看守の待遇についてであります。

それがいろいろありますけれども、

特に刑務所関係の看守——昔は看守と申しましたが、今は何と言いかわかりませんが、看守の待遇についてであります。

それがいろいろありますけれども、

特に刑務所関係の看守——昔は看守と申しましたが、今は何と言いかわかりませんが、看守の待遇についてであります。

それがいろいろありますけれども、

特に刑務所関係の看守——昔は看守と申しましたが、今は何と言いかわかりませんが、看守の待遇についてであります。

それがいろいろありますけれども、

て、むしろ同情をするというような状態であったのです。未決、既決

を問わず、刑務所に行く者は、もちろん何らか国の法律を犯したあるいは犯された疑いのある者でありますから、それでなくても非常に精神的な打撃を受け、また非常に煩図をしておるという

状態でありますので、もちろん優遇しろとは申しませんが、少くとも取扱い等については相当考慮すべき点がある

にかかわらず、看守諸君の処遇上の問題からいろいろと問題が起るというこ

とがありましたし、なおまた私どもが

そういう事態におきましても、いろいろ取扱いの他の点もありまして、思われる収賄その他の方点もあります。思われない点があつたのであります。

そういう点で、もちろん看守の処遇を一申しませんけれども、私の存する限りにおいては、いろいろな地位あるいは

そういう点で、もちろん看守の処遇を一般公務員よりも優遇すべきであるとは申しませんけれども、私の存する限りにおいては、いろいろな地位あるいは

機会に——もちろんこれが一氣に解決するとは申しませんけれども、少くとも看守の諸君が喜んで働けるよう、優遇と申しますか——中には非常にけしからぬものもありましょうけれども、いろいろな社会環境から心ならずもそいつた生活を余儀なくされる諸君に対し、いわゆる人間的な取扱い——そのことそのことは刑を終えて出てきた人の更生への道の大きな力だと思うのであります。こういった處で、大臣に対してこまかいことはお伺いでございませんが、大臣としてのこれに対する御所見なりあるいは今後の御抱負等をお伺いできますならば、私どもとしても非常に幸いであるし、またそういったことは全国の刑務所関係の懇まげざる職員諸君に対しましても、大きな希望となると思うのであります。抽象的なことだけつこうですから、この際一つ承わっておきたいと思います。

い看守の人たちを収容いたしまして、そしてその研修所で相当の期間看守としての心得その他について教養を与える、そういう教習についても努力をいたしております次第であります。実は私刑務所関係で今後特に改善を要すると思つて、在任中に努力をしてみたいと思つておりますことは、従来行政整理のあら二割減ということに行政整理が行われて参ります。その場合に刑務所の看守のときは一定の人間、物ではなく人間を扱う職務でありまして、他の機関上でやる行政事務のように能率を上げればそれだけ人間を減らせるのだと云ふことはよほど趣きが違うのであります。しかしながら行政整理で一律に二割減ということに規模がさまりますと、法務当局だけの特殊事情で二割減は困りますといってしまえば、その行政整理は根本的にくずれてしまふといふようなことから、従来の責任者ではあります人たちも余儀なくこれに応じて参りました関係上、非常に人員が窮屈になつて、ほんとうにゆとりがない、教習所に人を抜いてきて集めるのを感しておりますが、しかし教養は大事でありますから、これに現在努めておるのであります。この点は政府としてもぜひ考えて改めなければならぬことを感じておりますが、話だけをいぢりまする上に、刑務所等におきましては臨時に護送等の事柄が起きまして、現地の刑務所の視察等をできないのであります、話だけをいぢりまする上に、刑務所等におきましては臨時に護送等の事柄が起きまして、

その手いっぱいの人間の中からどこかへ送り届けなければならぬといふことがあります。その人間が引き抜かれるためにさらに手いっぱいのところがありますが、職務過重のためにやはり欠陥を生ずるといふような実情にあります。言葉をかえていえば過労といふなきらいが多分にあると思います。戦前等は看守の刑の執行を受けておる者に対する態度、感じといふものが、今日とは違つておつたと思いますが、現在は民主的な時代になりますて、決して看守が官僚風を吹かして留置人あるいは拘置所においては懲役に服しておる者を、特に精神的に圧迫するといふことはないと存ります。またないようにいたさなければなりませんので、この点は教養として十分改善をすべきだと思うのであります。実際の上において待遇のほかにそういうような欠陥があるように私ども承知いたしておりますので、なお国会等一段落いたしまして、現状をつぶさに視察ができる時期が来ましたら、私は極力これらの実情を調査いたしまして、そうしてわれわれの政治的な立場に立つてこういち臨路を解決することに最善を尽したい、かように考へておる次第であります。

適しないと申しますか、つけないような人たちが従前は入っておつた。最近はそうでないと思うのですが、いわゆる巡査になれないような人が看守になるといふので、仕事の上では一般から非常に蔑視を受けるような形があつたわけであります。そういうたことが看守という業務に携わる人たちの素質をはつきり現わしていたと思うのであります。そこでやはり私は勤務場所がああいう特殊な場所であると同時に、給与等についても非常に低いといふことがあります。そこでは私はいかに刑務所がたくさんございましても、いかに刑の執行をされましても、刑務所の中におけるいわゆる服役者の精神状態をよく理解をして、やはりまとまん人間に——もちろん私は教育をせよとは申しませんけれども、やはり人間と人間の接触でありますから、これは中に入つて見ぬとわからないのですが、私ら未決でありますから、いわゆる囚人扱いではなくたけれども、当時はほとんど囚人と同じような立場に置かれたのであります。が、中の生活は二、三年してみなければわからぬことであります。しかし入りませんでもお考えになればある程度わかるのであります。が、精神的にはまことにアブノーマルな状態でありますて、今言うように、よほど普通に扱つていても片方はひねくれるようなことが多分にあるのです。心ないことをされますと、これがますますひどくなるといふのであります。そこで現在採用される看守の教養の程度、いわゆる新制高校卒程度とか、あるいは私はやはり大学を出たような人たちも、進んで看守の職につけ

るような状態が望ましいと思うのであります。しかしこれは望ましいのであります。現実にはむずかしいのでありますしょうけれども、そういうたいわゆる優秀な——もちろん私は今の看守の諸君が優秀でないとは申しませんけれども、優秀と目される諸君がやはりそういった業務にどんどん携わってもらえるような状態が生まれることが、非常に望ましいのであります。従いまして今後大臣が直接刑務所等を訪問されまして、具体的に御検討願うことは非常に望ましいのであります。それにはやはり一番大きな問題は、一般の公務員と刑務所の職員の、特にそういう看守といったような形の諸君が、プライドを持って従事できるような環境を作つていただきたい。当時私が非常に感じましたことは、勤務時間が非常に長時間にわたるのが多かつたようではあります。今日はそうでもないと思うのですが、非常に長い勤務に携わるので、勤務の交代時間二、三時間前になると、ただ帰ることだけを考えておられるのか、一々私どもの舉措に対してよけいな干渉等もだいぶ受けたんであります。これを私考えてみますと、中から見ておって、ほんとうに狭い暗いところに立つて長い時間おられることは、むしろ私どもはすわつたりあるいは、寝ることは許されませんが、昼の時間は相当楽な姿勢をしておるので、看守の諸君はすわることもできないし、始終立ったままあるいは歩いたままで。むしろ私どもおりの中から外を見て、逆に看守諸君がおりの中に入いるような錯覚を受けたんであります。こういち状態では、今申しますよくな、また法務大臣の御期待される

までのところは入管関係のものが、これもわれわれの希望通りではございませんが、一番率のいい形で現在教養にせんが、一 番率のいい形で現在教養に努めています。

○福井(順)委員 広島の入管事務所新設の具体的必要性といふものはどういうことでしようか。たとえば関係

機関との連絡上でのどういう不便があるか、その他の業務遂行上の不便と書いてあるが、どういうところで不便があるか、お答えを願いたいと思います。これは大臣にも一へんくらいお答え願いたい。

○内田政府委員　あとで大臣からもお答え申し上げるとして、私先に失礼いたしますが、従来中國地方にございましては下関と松江であります。下関は御承知の通り福岡と並びまして、あの

地区は密入国者の一番多い地区でございまして、そういう特殊性から下関はぜひ存置してもらわなければならぬと思うのでございますが、從来松江にございましたが、松江の地区では仕事の量も実は非常に限定されておったのでございます。他方下関にございまして瀬戸内海をずっと持つておりますと、下関の管轄範囲が非常に広くなりまして、ことに瀬戸内海のあそこに入つて参ります韓國漁船の問題が多いのでございますが、これなどにつきまして非常に不便だったのをございます。それからもう一つは、御承知の通り、中国地区の行政上のいろいろな中心は広島でございまして、検察庁あるいは警察その他機関の中心的な機能はみんな広島にござります。そこで下関から連絡するにはまことに不便でござりますし、松江ではもちろんこゝへいた連絡もできません。そこで從来

所を広島に移しまして、瀬戸内の從来下関の持つておりました多くの港をそこに管轄させ、また今申し上げましたように当つた方が、全般としまして非常に有利である、こういうふうに考えたわけでござります。

○福井(順)委員 日ソ国交回復に伴つて新たに稚内等四個所に出張所を設けるということになりますが、新事態とは具体的にどういうことを指すのか、これは一つ大臣から御答弁願いたい。それからこれらの場合における業務実績を説明していただき、またこれらの場合以外に必要なところはないものかどうかということも、あわせて御答弁願いたいと思います。

○中村國務大臣 国交回復に伴いまして、両国の経済関係等を通して、いろいろ出入国関係も新たに増加して参りますので、その趨勢を大体想定いたしましたて、今度のような稚内ほか数個所の出張所を新設いたしたいと思うのであります。そこで今広島地区について申し上げましたように、大体入管局といたしましては、過去の取扱いの実績と、今後の見通し、あるいは事務の取扱いの便宜等を勘案いたしまして、今回一部広島の場合のように松江を広島に移しまして、受持ちの担当区域を再編成いたしまして、整備をするといふことと、今お話をございました、新しい国交関係に伴いまする、大体必要と想定される場所にそれぞれの施設を設置いたしたい、かような趣旨に出でておる次第でございます。

なお実績等につきましては、局長から……。

の仕事の状況を見まし、松江の事務所を広島に移しまして、瀬戸内の從来下関の持つておりました多くの港をそこに管轄させ、また今申し上げましたような、他の国の行政的機関との連絡に当つた方が、全般としまして非常に有利である、こういうふうに考えたわけでござります。

○福井(順)委員 これは大臣に御答弁願いたいのですが、新事態というのはどういうことか、具体的にその点だけを御答弁願いたい。

○中村國務大臣 大体国交の回復に伴いまする出入りのために漁船その他の船の出入りをいたしますところ、これを中心に考えておりますので、今後日ソ間がこういうふうに国交が調整されて参りました以上は、こちらの船も向うの港に寄港いたすでありますようし、ソ連関係、その他の諸国の船も日本の港に寄港し、いろいろ港における出入りがござりますから、そういう要衝を大体見当をつけまして、とりあえず今回の機関の設置をいたしたい、かような趣旨に出ております。

○内田政府委員 ちよつと補足させていただきます。ただいま実績の話がございましたが、稚内と根室につきましては、実績と申し上げるほどのものは、実は過去においてはございません。ただわれわれといたしましては、御承知の通り、日ソの海難協定ができておりますて、避難港として将来利用される公算が相当あるということを一つ考えております。それから敦賀、酒田につきましては、酒田は昨年度おきまして入港船舶が二十九隻、それから敦賀は過去においては二隻でござりますが、これはまだ決定はいたしておりませんが、過去におきまして、御承知のように敦賀にはソ連の領事館もございましたような事情にござりますので、将来果して領事館が設置されるかどうかはわかりませんが、やはり從来の伝統から、日ソの貿易というようなことになつた場合には、かなりあの辺に船に入る公算が多いのではないかと

いま申し上げましたように、相當な問題でございまして、中日との貿易などから入ってくる船もございますので、いろいろふうに考えております。
○大平委員 一つだけ関連して。これでは実体の問題じゃないのですけれども、また今度の法律をどうこうといふ問題ではないのですけれども、地方行政機関の根拠法令ですが、裁判所の支所、検察庁の支部、法務局の支局、こういったものはみんな法律によらずに、設置規則が何かでできてる。それから警察なんかは条令でできてる。それから税關の支署なんかも組織規程でできてる。國鐵の駅とか、機関区とか、保線区とか、車掌区とかいふようなものは、国有鉄道の組織規程でできてる。郵便局は告示でやつてある。こういう事例を見てみますと、地方機関にはずいぶん法律によらぬでできてるものがござりますが、入国管理事務所とか、出張所とか、非常に彈力的に運営しなければいかぬ、国際関係の繁雑に応じて、彈力的に調整していく、それにアダプトする行政を即時即応の形でやっていかなければいけぬのに、これが法律によるというのはどういうわけか。何か特別の理由があるのをございましょうか。それが一つ。それから、もし将来私が申し上げるよに、これは法務省令でできるといふやうにおやりになる意圖があるのかないのか。その点だけ伺っておきたいと田川います。

十六条の六項によりますと、國の行
うのでありますと、地方自治法の百
機関は國会の承認を経なければなら
いといふ制限にどうしても当てはま
るようになれば、そのうえで設置法
の改定によりまして國会の承認を
得たい、かような次第でござい
ます。なお詳細につきましては、政
府から申し上げます。

五政なこる承ま委まは羅たのら折目と出だ法か地張努。いわく省わ委いしる

めたか、その点まずお尋ねいたした
い。

○西村(力)委員 そういう分科会の持

に照らして、両国の法規関係から見て、
犯罪の構成に疑いなし、事案で、管轄

れ以上の若干の日数をほしい。こうい
うことをあつこちうござります。

政府側としてはどういう考え方を持つ

○中村國務大臣　日本側の裁判権分科会議委員会の委員長である責任者は、法務省の津田秘書課長が出席しておるのであります。私どもいたしましては、並んで各々改めて金子博士にこの件について

○西村（力）委員 そういう分科会の持ち方でありまするが、米側としては今もつて結論を出さない、日本側の出方を待つ、こういう態度をとつておることは今の御答弁でも明らかですし、また私たち十一日の午前中に米国大使館

に照らして、両国の法規関係から見て、犯罪の構成に疑いない事案で、管轄だけが問題になりました場合におきましては、大体アメリカ側としては、アメリカ側の見解は一応ありますけれども、日本側が筋の通った主張とその裏づけとな

○西村(力)委員 それ以上の若干の日数をほし、こういうことであったそ�であります。

政府側としてはどういう考え方を持つておるか。事の進捗をはかるうとなつておるが、この件に関する問題についての見解なり、政府全体の方針を明確にしていただきたい。

事件の内容、それから管轄の問題、あらゆる角度から検討し、またその裏づけとなるべき証拠を収集して参ったわけであります。最後の結論を出すに当りましては、最高検察庁に現地の検事正、次席検事あるいは担当検事等を集めまして、そうして中央の者もこの際も彼らは事の処理を遷延する、こうう傾向が非常に見えるよう思えてならないかつたのであります。そういう日米合同委員会の場合において、官と会見して、われわれの見解——日本国民全体といてもいいような見解を強く申し入れてきたのであります。

なるべき説明をひき下げるに當った場合には、大体アメリカ側が譲歩をいたしまして、日本に裁判権を譲つておる。ずいぶんこのために正面衝突をしたことはあるそなうでありますと、結果的には今までの例では、そういう場合にはアメリカ側は日本に裁判権を渡して、結論としては解決はいたしておるようだ。

ことありますか、またそれ以上私は
その点をとやかく申し上げるとは思
いません。ただ早急に一つ日本の正当
なる主張を實くよう努めを願いた
い。

についてまず第一にお答えいたしたいと思います。実は外国人登録法に基きまして、法律の定めるところによつて、外国人で日本に滞在して一定期間を過ぎる者については、それぞれ各市町村役場におきまして指紋を取つて登録をいたしておりますのでございまして、特珠の一国に対する寺列を設すると、

れに参画をして——直接取扱い者のみ
でありますと、ややもすると、自分らの
考えに偏った見方では、これは外国と
の折衝になりませんから、慎重に最高
検で検討いたしました。した結果、かねて御
承知の通り、管轄権は日本にある、こ
ういう結論を得ましたので、この主張
を貫き、かつその裏づけとなるべき諸
般の実情をその際、十二日の分科委員
会で詳細にわが方から説明をいたさせ
たのであります。これに対しましては
即座に結論が出来ませんで、米軍側にお
きましては、一応こちら側の主張とそ
の裏づけとなるべき證拠関係とを十分
説明を聞きまして、これを持ち帰って、
まず、自分たちが検討するということと
と、検討した結果を、何か向うとして
はいろいろな機会に合議すべき筋が何
本にもなつておるそであります。こ
れらを処理した上でもう一回会合を開
こう、こういうことでまだ次の会合の
日取りは明確になつておらないようで
あります。が、若干これに日数をかして
もらいたいということであつたそで
あります。

○中村國務大臣 従来の例等が非常に
今回の結論を検討づける上においても
関係があると考えまして、私ども実は
従来の先例等につきましても、一応実
情を調査し、検討をいたしておるので
あります。従来日米両国の刑罰法規
から、向うの態度をきめるといふこと
を貫いてもらわなければならぬと思う
のですが、やはりこちらの言い分を聞
いてから向うの態度をきめるといふこと
じゃなく、向うは向うの見解を持つ
て出席する、こういう態度でなければ対
等の会議というわけにいかないのじゃ
ないか。今、御答弁を聞いてみると、
日本側は向うさまにイニシアチブを握られ
たままで、こちらの言い分だけを述べ
て、向うさまの御判断等にまかせると
いうように聞えてならない。向うは向
うとしてのやつぱり見解を示して、対
等の立場で話し合いを進めていくので
なければ、これはいけないのでない
かという私は感じを持つのです。法務
大臣はその点はどうお考えになります
か。

あります。ただ管轄について非常に争いになるのは、アメリカ側自身は日本側に裁判権があるものとして日本で裁判をやりましたが、被疑者自身が裁判権は日本にはないはずだという主張をして、その争いで最高裁判所までいった事例もあるようですが、両国間においては、そのことのために対立のまま終ったということはほとんどないそうです。先方ともわが方の主張が正しいということと、ただ主張だけでなしに、その裏づけとなるべき理屈及び証拠をもって当ついけば、打開できるものと私は考えておるのであります。日数につきましては、先刻申し上げましたような次第で、日本側から出ております小委員長としましては、まだ自分らの見解だけではなしに、ござひ一週間以内くらいに結論を出してくれということを要望したのだそちらであります。先方といなしましては、これは合議すべき筋が実はいろいろ複雑な組織があるために、数ヵ所にわたっておるので、これらをこなしていくのにはどうも一週間では無理だ、そ

われわれに通知されておる、こういう話しさはなかつたかどうか。実を申せばその午前中に参つたときには、分科会にアメリカ側としては、こういう申し入れを受けておるということを提示する、こういう約束があるのでございます。何か口頭でもあるいはその他の方法でも、そういうことがなされたかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○中村国務大臣 実はそれまで報告を聞いておりません。ただ分科会の経過だけを私は報告を聞きました。後刻なおあらためて確かめておきたいと思ひます。

○西村(力)委員 次に出入口管理の問題であります。中国との貿易を活発ならしめる決定的な条件として、中国の通商代表部を日本に設置するというようなこと、このことは中国において話しかを聞きますと、大体代表者の選定も終つておるような次第に私は承知しておりますのでありますが、この代表部の諸君の指紋を取る問題、これは政府側としても十分に考慮せられておる問題だと思うのです。現在その件に關して

うことは事実上できないのであります。もし一国について特例を認めるようなことがありますましたならば、統一した外国人登録法というものの根本が維持できませんから、法律の定めがあります以上は、法律に基いて法務当局としては、この外国人登録を実施していく以外に方法がないと思います。ただ問題は、中國通商代表部が設けられます場合に、この人たちの身分をどう取扱うかということが政治問題としては残されるわけであります。法務省は領事館等外交機関、及び公務を帶びて日本国に入國することを日本政府が承認したものについては、登録を除外慣例にならいまして、大公使館あるいは領事館等外交機関、及び公務を帶びて日本国に入國することを日本政府が承認したものについては、登録を除外いたしておりますから、國際慣例の範囲内において取り扱うかどうかということになるわけだと思うのであります。そこで、通商代表部の人たちを公務を帯びた入國として日本国政府が認めるかどうかということについては、これはどちらかといえば主管である外務省が中心になりますして僕村すべき事

○中村國務大臣 従来の例等が非常に
今回の結論を検討づける上においても
関係があると考えまして、私ども実は
従来の先例等につきましても、一応実
情を調査し、検討をいたしておるので
ありますが、従来日米両国の刑罰法規
か。

あります。ただ管轄について非常に争いになるのは、アメリカ側自身は日本側に裁判権があるものとして日本で裁判をやりましたが、被疑者自身が裁判権は日本にはないはずだという主張をして、その争いで最高裁判所までいった事例もあるようですが、両国間においては、そのことのために対立のまま終ったということはほとんどないそうです。先方ともわが方の主張が正しいということと、ただ主張だけでなしに、その裏づけとなるべき理屈及び証拠をもって当ついけば、打開できるものと私は考えておるのであります。日数につきましては、先刻申し上げましたような次第で、日本側から出ております小委員長としましては、まだ自分らの見解だけではなしに、ござひ一週間以内くらいに結論を出してくれということを要望したのだそちらであります。先方といなしましては、これは合議すべき筋が実はいろいろ複雑な組織があるために、数ヵ所にわたっておるので、これらをこなしていくのにはどうも一週間では無理だ、そ

われわれに通知されておる、こういう話しさはなかつたかどうか。実を申せばその午前中に参つたときには、分科会にアメリカ側としては、こういう申し入れを受けておるということを提示する、こういう約束があるのでございます。何か口頭でもあるいはその他の方法でも、そういうことがなされたかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○中村国務大臣 実はそれまで報告を聞いておりません。ただ分科会の経過だけを私は報告を聞きました。後刻なおあらためて確かめておきたいと思ひます。

○西村(力)委員 次に出入口管理の問題であります。中国との貿易を活発ならしめる決定的な条件として、中国の通商代表部を日本に設置するというようなこと、このことは中国において話しかを聞きますと、大体代表者の選定も終つておるような次第に私は承知しておりますのでありますが、この代表部の諸君の指紋を取る問題、これは政府側としても十分に考慮せられておる問題だと思うのです。現在その件に關して

うことは事実上できないのであります。もし一国について特例を認めるようなことがありますましたならば、統一した外国人登録法というものの根本が維持できませんから、法律の定めがあります以上は、法律に基いて法務当局としては、この外国人登録を実施していく以外に方法がないと思います。ただ問題は、中國通商代表部が設けられます場合に、この人たちの身分をどう取扱うかということが政治問題としては残されるわけであります。法務省は領事館等外交機関、及び公務を帶びて日本国に入國することを日本政府が承認したものについては、登録を除外慣例にならいまして、大公使館あるいは領事館等外交機関、及び公務を帶びて日本国に入國することを日本政府が承認したものについては、登録を除外いたしておりますから、國際慣例の範囲内において取り扱うかどうかということになるわけだと思うのであります。そこで、通商代表部の人たちを公務を帯びた入國として日本国政府が認めるかどうかということについては、これはどちらかといえば主管である外務省が中心になりますして僕村すべき事

項であろうかと思いますが、目下政府部内におきましては、いろいろ機会があるごとにこの問題を協議いたしておりますのであります。いまだ結論が得られないのであると承知いたしております。

特別委員会において、そこにいらっしゃる厚生次官のお話では、中共における行方不明者の調査のために係官を派遣する、こういったことを現在ジユネーヴにおいて先方側と交渉中である、いろいろお話をございます。この

行く資格がどうなるかということに相なることと思うのですが、その場合において、先方との話し合いにおいては、やはり準公務員とか準国家の代表といふような立場で扱うといふ扱い方が

について話し合いの余地が十分にあるのではないか。それを通じて考えまして、これは相当政府側としては考えるべきだ。それで、余地が存するものであるし、また考え方として、法務省設置法に伴つて提出をいたいたい。た関係参考資料を見ますと、指紋押捺をやつさなければならぬと思うのです。なお、法務省設置法に伴つて提出をいたいたい。なつ状況といふのが最後にあります。が、朝鮮の方、あるいは韓國の方、いろいろな方が現在五十九万六千六百四十六人おる、その中で指紋押捺をやつしておるのは二十九万人だ。こういう資料が出ております。その他の外人につけても、これは全部が全部指紋押捺をやることはありません、これでけつこう済んでおると、建前から言ふとこれではいけないのであるけれども、事実はこれで済んでおるということもあります。こういう状況から見まして、中国との貿易を強化す

るという國の大方针が立つならば、十分に解決の道は講じ得るのじゃないか、かように考えるわけあります。そういう点について法務大臣としまして一段と問題の解決に努力あるいは考慮をせられることが望ましいのでござります。まあいすれにしましても私たちとしては、法は法でありますけれども、いろいろな現状から言いまして、解決される方法があるとするならば、ここで大乘的な、政治的ななどいろいろな解釈をせられることが望ましいと思うのであります。

次に、立川の飛行場に出入国管理事務所の出張所を今度設けられる、こういうことでありまするが、あそここそういう事務所を設けなければならぬ必要性はどういうところにあるか、これは専門の方に一つ御答弁を願いたいと思う。

○内田政府委員 立川のことをお答え申し上げます前に、ちょっと誤解を解かしていただきたいです。

外国人登録法は十四才未満の者には適用しておりません。その結果、全部の在留しておる者の数と登録を済ませた者との差が出ておるわけでありまして、それは法律にもちゃんと規定してござります。従いまして、成年者であるにもかかわらずある特定の例外を設けたということは、過去において一つもございません。その点だけは御了承いただきたいと思います。

それから立川の問題でござりますが、これは正式に申しますと、御承知の通り立川は軍の飛行場が出入りしておるわけなのであります。しかし実際は軍用機は乗って出入国いたす者の数が相当にございます。その結果、すでに

次に、立川の飛行場に出入国管理局事務所の出張所を今度設けられる、こういうことでありまするが、あそこにそういう事務所を設けなければならぬ必要性はどういうところにあるか、これは専門の方に一つ御答弁を願いたいと思う。

申し上げます前に、ちよつと誤解を解かしていただきたいと思います。

外国人登録法は十四才未満の者には適用しておりません。その結果、全部の在留しておる者の数と登録を済ませた者との差が出ておるわけであります。それは法律にもちゃんと規定してござります。従いまして、成年者であるにもかかわらずある特定の例外を設けたということは、過去において一つもございません。その点だけは御了承いただきたいと思います。

二年ほど前から立川には一応出張員を出しておつたのでございます。実績を申しますと、昨年度におきまして正規の入国者は立川から九百六十三名でござります。それから正規の出国いたしました者は九百六十八名でございます。そのほか特例上陸と申しまして、乗り継ぎ等のために上陸を認めました者が五百五十二名でござります。こういう数字がございまして、實際上立川から出入りしている者がございますから、そのため、今まで非公式な形で出しておりました出張員を正式の出張所にいたしたい、こういう考え方でござります。

たしたい、こういう考え方でございま
す。

○西村（力）委員 この点は法務大臣にお尋ねしたいのですが、どうも使用条件というものを向うが勝手に自由にするといいますか、そういうことが非常にひんぱんに起きておる。この間も富士山ろくで実弾を投下した。使用条件の協定には実弾投下は認めていないにもかかわらず実弾を投下した。しかもそれが区域外四キロの地点に落としておる。五メートルくらい離れたところに落ちたならそれだと言えるけれども、四キロの地点になると故意に落したということになる。使用条件に違反するだけじゃなくて、故意に住民の人命財産を損傷する危険がある区域外に直接落すということは、米国側の考え方があることにわれわれとしては納得できない、了承できない、こういうこと

して民間人が出入りをするということになると、それを認めた上に立って、仕事がないから出張所を置いて出入国を管理する、こういうような行き方はまことにわれわれとしては残念に思われるを得ないわけです。そういう出張所を置く前に、使用条件の違反に対してはもう少しきぜんとした態度で向っていきのが正しいのではないかと思われる。私は立川基地に出入国管理出張所を置くということを見まして、全国に起きている使用条件違反のケースなどを思い起して、政府側のこの態度なり、何でも向うの御無理はごもつともとしてそのしりぬぐいをやつしていくといふのは、まことに残念ではないかと思う。その点に対しても法務大臣のお考えを一つ承わりたいと思う。

り、何でも向うの御無理はごめんとも
としてそのままぐいをやっていくと
いうのは、まことに殘念ではないかと
思ふ。その点に対し法務大臣のお考
えを一つ承わりたいと思う。

○中村國務大臣 私の方といいたしまし
ては、現実にそういう実情にあります。
以上は、法務省の所管をしております
る業務を完全に遂行いたさなければな
らない、こういう立場に立つて、従来
も出張員を置き、この出張員を正規の
出張所として設置をいたしたいという
ことでござります。なお、爆弾が区域
外に落ちたとか、あるいは使用条件の
問題等につきましては、どちらかとい
えば所管は調達庁にあるかと思うので
ありますが、法務省といたしまして
は、御指摘の点については十分注意し
善処いたしたいと思います。

管の方へ出頭させるというとりきめができまして、それに基きまして現在動いておるわけでございます。しかしある説の通り、基地の場合におきましては、われわれの事務所は基地の外にござりますし、必ず向うがシヴァイリアンの者を全部連れてきておるということを確認いたす方法はございません。従いまして基地からわれわれの事務所を経由しないで入つておるものがないとは申されないと存じます。これは実はわれわれの方もそういう者がないとデータを得ましたときには、さらにそういう点につきまして米軍と交渉いたしました。しかし、いろいろ調査いたしておりまして、相当はつきりした。

○相川委員長 中村高一君。
○中村(高)委員 入管局長にお尋ねいたします。華僑のマカオへ行くという旅券で中国に行つたといらあの問題で、われわれのところへも陳情書がきておりますから、データをもつて交渉する段階には至つております。しかし御指摘のよう、われわれ自身もそういう者があり得るであろうという懸念は持っております。

○西村(力)委員 ただいま御答弁のように、確信をもつてもぐりがないとは言えないという実情にある。また使用条件違反といふことは明確でありますので、先ほどの法務大臣の善処といふ言葉だけではわれわれとしては不明確であります。もう少し法務大臣としての見解、善処の方法といふか、そういうことについてお聞かせを願いたいと思ひます。

○中村国務大臣 先刻やむを得ず善処と申し上げたのであります。私たちももちろん考えようによりましては中國本土との再入国を認めていいじやないことを理由にいたしまして、一応われわれは過去の決定をいたしました。しかし今、一応と申し上げておりますの保条約に基いて、また行政協定等に

よつてどもいろいろなできでござるか、その詳細の点を十分承知いたしておりますので、これを所管の当局と協議いたしまして十分検討をして、もしそれがまさしくそれらの基準にはすればおるものであるとするならば、鐵に交渉をいたしまして、そういう条件にはすれないようになさなければならぬことにつきましては、私どもその基本を存じますから、基本を十分に検討いたしました結果、善処いたしたい、かように考えておる次第でござります。

○内田政府委員 あの問題のいきさつをごく簡単に御説明申し上げます。華僑がマカオへ行つてきたいからとうに、確信をもつてもぐりがないとは話はだいぶ前からございましたが、その前にマカオあるいは香港の再入国を取りまして参りました者が、これは確認できた數はごく少数でござりますが、中共の本国の方へ参りましたが、むしろそれが主目的で香港またはマカオへの再入国を取つて行つたという例があります。前にあつたのであります。そこである問題が起きましたときに、そういう前もろん考えようによりましては中國本邦との再入国を認めていいじやないことを認めています。それは船の場合でござりますと、上陸拒否でその船に乗つて帰れということが言えます

でございまして、その当否を今ここで議論いたすのはございませんが、ともかく当時の情勢いたしましては、まだ中共へ行つて帰るということは認めないという建前のときでございましたから、前にこういう例があるのです。現在その行政訴訟が進行中でござります。しかも行政訴訟を出した際の仮処分をとりました結果、現在わかれわれは違反審査と申しております。その結果、事件としては、いまだにペンドティングな状況にあるというものが現状でございます。

○中村(高)委員 一部は入国をして、今局長の言われるよう、行政訴訟を起しておるようですが、まだ何人か入れないのがありますね。

○内田政府委員 二名ござります。これはどういふらに、中共の本国の方へ行つたわけあります。これは香港の方からすぐ報告も參りましたし、またその点は当入たちも争つております。自分たちも行つたということを認めておる。そいつみたいきさつから、われわれとしましては、俗な言葉で申しますと、あまりになめたやり方と申しますか、これだけ約束しておいたのにすぐ行なつてしまつた、またその点は陳情書や何かで言うてみると、非常に長く三十年も何十年以上も日本におつて、家族もおる。それで入つてしまつて、日本への入国査証をとつて入つてきてもらうということになるわけでございます。

○中村(高)委員 前に入つてきたのは査証なしで入つてきた。これはそうすると、香港の総領事館にでも出頭いたしました。これが理屈の上から申しますと、再入国許可が取り消されてしまうことになりますから、今度は新たに香港の査証なしで入つてきた。これはそうすると、一時仮入国といふようなことでもして入つたのだと思うのです。査証なしで入つてきたのが内地にいますね、これはどういう手続ですか。

○内田政府委員 お説の通り仮上陸で認められたのであります。それは船の場合でござりますと、上陸拒否でその船が、飛行機でござりますから、羽田に

あります。密入国したり何かしたのと
はちょっと事情が違つて、このままい
つまでも入ってこられない、そのまま
置くというのもまずいと思うのです
が、それに対して何か政府側として考
えておられるのですか。

うところにまたかっておいて非常に不思議な感をこうむるのが国民調査者だ。こういう状態であったのです。まあ水道の建設省にも同時に願いしなければならぬ。どちらか先に行くと一方の

る私の考え方を述べます。それは思ひがちのことでござりまするが、この下水道問題について、終末処理場だけ厚生省に分けた、こういうようなことに対しても、どうも不徹底である。そうなりますと、下水道の問題については同じ計画、同じ予算で、同じ手でやること

したがなが、このほかの、たゞ
ぜ水上道を厚生省が担当することが、
しいのか、不水道を建設省が担当する
のが正しいのか、しかも下水道におい
て終末処理場ただどうして厚生省が担
当しなければならないのか、こうい
うことで、こしはくす、英二年、し

の専門知識を持っており、また国民生産と密接な関係を持つておる厚生省が担当するということは当然だらう。そこで、その終末処理の間の下水道の問題になるわけでございますが、下水道は御承知のように、水道の排水も入り

○内田政府委員 全く私どもも家族の人たちの気持はごもつともだと思っております。われわれの当初の考え方の方は先ほど申し上げましたように、十名の者につきましても一応の退去はいたしましたところなり、最後の結論につきまし

役所が不満を言う、お顔色が悪い、
またその起債の問題になりますと、地
方の財務部からずっと今までやつてこ
なければならない。一方においては郵
政省の関係もありますので、そういう方
面にも行かなければならぬ。非常に

そこで、同じ資金で事業をやるにかかわらず、厚生省と建設省と両方にまたがって問題の解決をはからなければならぬ。いろいろなことになつてくるわけですがござります。その点について、閣議でそらいう決定をしたそのほんとうに

○**神田国務大臣** 今回厚生省設置法の
持つて提案されておるだらうと思ふの
です。その点について、政府の考え方
をお聞かせ願いたいわけであります。

は、雨水が一番たくさん吸収されるわけでございます。それからもう一つは、道路の下を通っている、しかも大きな工事でやつておりますし、道路は都市計画その他によつて建設省が相当

では十分その事情によって審判いたしたい、こういう考え方でおつたのですが、先ほど申し上げましたようなきさつで行政訴訟になりまして、またその仮処分の結果、われわれの業務が進行し得ないという状況になつておりますために、その問題がベンディングの間に、向うに残つた二名につきまして、正規な入国を認めるといふのもちょっと段階として飛んでしまふのではないか、こういうふうに考えておるわけでございますが、そのことは将来この二名の者をどうしても入れないのだといふ、こういうことをきめているわけでは毛頭ないわけでございまして、状況の進展に応じまして、ただいまのお申し出のような趣旨において十分審判いたしたい、こう考えてお

むだな苦労が関係国民に避けられない問題としてあつたわけなんでございま
すが、今回一月十八日閣議決定としま
して、三分割の方法を大体出された。
この点は確かに一步前進せられたもの
であると思って私たちは喜んでおさ
る。ただその分け方を見ますと、ま
ことに不徹底ではないか、こう思う
です。工業用水道が通産省所管にな
る、こういうことはまあいいとして
も、下水道において、これは建設省で
ある。しかしながら終末処理問題は厚
生省、こういう工合になつておる。その
点はまさに不徹底である。また基本
的にいいますと、これは何も建設省で
の肩を持つわけでもなんでも私たちは
ないのでございますが、都市計画の全
般の問題としては切実な問題である。

のところ、理由、考え方を一つ御説明
を願いたいわけでござります。
○大久保国務大臣 ただいま水道及び
下水に関する問題につきましてのお尋
ねでござります。この問題は長い間の
懸案でありまして、厚生省と建設省との
関係を持つので、いわゆる所管の争い
といいますか、長い間この問題について
の研究がありましたが、今回所管の
方法をきめました次第でござります。
原則として、上水道については厚生省
所管、それから下水道につきまして
は、終末処理場を除いて建設省、これ
は下水処理の関係、汚水処理の関係が
ありますて、それを除いては建設省が
所管をする、それからその際つけ加え
てきめましたことは、工業用水につい
ての所管もやはり問題になつておなりま
す。

一部改正の内容になつております。わゆる上水道が厚生省、それから、これは建設省の方からまた設置法の改正をお願いしておるはずでござりますが、下水道が建設省、終末処理が厚生省、行政管理庁の方との今までのいろいろ打ち合せ等によりまして、こというようにきまつたわけでございません。これは一体どういうことでそんなんつたかというお尋ねに承わったのでございますが、お尋ねにもございましたように、水道、下水道あるいは終末処理といふものは、一つの有機的結合をなすものでございますから、一つ省で担当するという考え方私も私はあらうと思うのでございます。どの方が合理的かといふようなことで、ここまでくる過程と、こままでくる過程

しておる、それから汚水を下水がのむ
といふような関係で、これは今までの
例によりますと、厚生省と建設省が
共管になっておつた関係上、いろいろ道
路の問題が関係して参りまして、むしろ工事の促進を阻害している。官庁の
両方持ちになつていいものですから、一
つの書類が両省を回る関係上、そのため
に公共団体に与えた被害と申しましてよ
うか、非常な迷惑をかけた。ことに最近
都市計画が御承知のような事情でいろ
いろ進んで参りますと、そのつと下水
道の問題がからまつて参りまして、行
政能率を上げるために、どうしても
道路管理をやつておる建設省にやつた
方がいいじゃないか、公共団体も、理
論よりも実際上はそうしていただきたいた
方が工合がいいといふ便宜論も非常に

○西村(力)委員 厚生省設置法に関連して、行政機構の問題について大久保担当大臣に御質問申し上げたい、こう思うのです。上下水道、工業用水道、いずれもこれは都市計画上非常に大事なことだと思いますが、この行政が從来建設省、厚生省あるいは通産省

て、上下水道も、これは建設省所管になつた方が一番この仕事の性質上いいのではないか、こういう立合に考えられるのですが、その点は日本の官庁機構の問題からいいまして、一がいにそこまで踏み切るまでのことはなかなか問題もあると思いますので、その点に対しまして

次第であります。これは理想的かどうか、まだ最近始めたばかりであります。が、前の所管争いをした時代よりは一步前進して明らかになつたことと存じております。

み切つたわけです。その際にこういうふらなことが一番いいだろ」ということは、御承知のように上水道をこれから下水道、終末処理は、何といつても国民の衛生問題と非常な関係を持つておるわけであります。そこで、上水道関係は何といつてもそれ

生省がちょうどいいしておつて専管になつておつても、道路の下を通るものですから、その点でどうしても建設省の方と協議をしなければならぬ。そこでまた時間がかかる。それならばいつそ理屈としては、上水道から下水道終末処理を一貫してできることが私は理

卷之三

○面林(之)卷之六

卷之三

名媛詩歸上卷

想的だと思いますが、今申し上げたように、法令の仕組み、官庁の権限の問題等がございまして、むしろそういう筋を通しますと渋滞して市民に御迷惑をかけてしまふ、こういうことで、こゝの際そういう点で割り切つて下水道は建設省の担当にしよう、ただし、終末処理になりますと、ちょうど上水道の際にも申し上げましたように、この処理を一步譲りますと、国民生活の非常な脅威になる。ばい菌の問題にいたしましても、あるいはまたその処理方法にいたしましても、これは何といつてもこの方面的行政を受け持つておる厚生省が担当する以外には方法がないのであります。上水道は厚生省で、終末処理も厚生省で、中だけが建設省だということは、感じからいってもおかしいのですが、今行政機関からいくと、そなしなければ行政能率が上らない、非常なむだをしておる、こういう便宜論と妥協した、といふのはなはだ言葉がどうかと思いますが、そういうことが一番重点に考慮された案件でございます。長い歴史を経て争つて参つたのでありますが、内務省の中に今建設省、それから衛生局といふものがあつたときにも、なかなか大へんことでございましたが、省も運うし、上水道、下水道が今の都市の整備からいっておくれておりますから、そういう事態を取り返す意味からいってみても、思い切つて今度は両方の共管をやめた方がいいではないか、こういうことであります。もちろんこれは行管の審議の際にも両方から出ての話し合いでございまして、長い間の懸案を今度今申し上げたような事

情で一挙に解決したい、水道も早く共管をやめて一つ地方の要望にこたえよう、下水も地方の要望にこたえたい、問題等がございまして、むしろそういう筋を通しますと渋滞して市民に御迷惑をかけてしまふ、こういうことで、こゝの際そういう点で割り切つて下水道は建設省の担当にしよう、ただし、終末処理になりますと、ちょうど上水道の際にも申し上げましたように、この処理を一步譲りますと、国民生活の非常な脅威になる。ばい菌の問題にいたしましても、あるいはまたその処理方法にいたしましても、これは何といつてもこの方面的行政を受け持つておる厚生省が担当する以外には方法がないのであります。上水道は厚生省で、終末処理も厚生省で、中だけが建設省だということは、感じからいってもおかしいのですが、今行政機関からいくと、そなしなければ行政能率が上らない、非常なむだをしておる、こういう便宜論と妥協した、といふのはなはだ言葉がどうかと思いますが、そういうことが一番重点に考慮された案件でござります。長い歴史を経て争つて参つたのでありますが、内務省の中に今建設省、それから衛生局といふものがあつたときにも、なかなか大へんことでございましたが、省も運うし、上水道、下水道が今の都市の整備からいっておくれておりますから、そういう事態を取り返す意味からいってみても、思い切つて今度は両方の共管をやめた方がいいではないか、こういうことであります。もちろんこれは行管の審議の際にも両方から出ての話し合いでございまして、長い間の懸案を今度今申し上げたような事

が、最近の屎尿処理、農家が糞尿を使はうたらかしのことなんでございますが、最近の屎尿処理、農家が糞尿を使はなくなりた事情から見て、これは一、二年来特に大きな問題になつてきまして、さらにここ数年のうちにには大々的に解決しなければならぬよろな事情などございますので、この際分離して明確に、行政効率を上げていただき、こういうことが主眼で今度お願いしたい、こういうなわけでござります。下水道がかりに建設省の所管にしての協力ということがあり得る。しかし建設省にしたつてそういう下水道を全般の責任を持つ場合においては、そんな公衆衛生に重大影響を与えるようなむちやは決してやらぬだらうし、そういう場合においては建設省に厚生省はお考えになるかしりませんが、しかし建設省にしたつてそういうおいては望ましいのではないかと思ふ。上水道がかりに建設省の所管になつた場合において、水質の検査は厚生省の公衆衛生局ですか、どこでも水質検査を十分にやつっていく、そういう形でもできるはずですし、そういう協力態勢をとつて行政の分掌を明確にし、そして国民の不便を除くということは大事ではないか。どちらも大臣の御答弁は、せっかくでござりますが、そういう理由がどうしても私は納得ですが、そういう理由がどうしても私は納得ですが、そういうなわけでもござりますが、そなが、終末処理だけどうしても厚生省が主管しなければならないというそなが、終末処理だけはどうしても厚生省が主管しなければならないといふのははしかく簡単ではないと思いますので、そういうことは申し上げませんが、終末処理だけどうしても厚生省が主管しなければならないといふのははしかく簡単ではないと思いますので、そういうことは申し上げます。

○西村(力)委員 理想を私は言らのをやめようと思う。そんなことを言うておられたようなわけでござります。下水道がかりに建設省の所管になつた場合において、水質の検査は厚生省の公衆衛生局ですか、どこでも水質検査を十分にやつっていく、そういう形でもできるはずですし、そういう協力態勢をとつて行政の分掌を明確にし、そして国民の不便を除くということは大事ではないか。どちらも大臣の御答弁は、せっかくでござりますが、そういう理由がどうしても私は納得ですが、そういう理由がどうしても私は納得ですが、そういうなわけでもござりますが、そなが、終末処理だけどうしても厚生省が主管しなければならないといふのははしかく簡単ではないと思いますので、そういうことは申し上げます。

○西村(力)委員 ういう場合において公衆の都合といふことを第一義に考えて、問題を前進させることが正しい道であると思うのです。私は、厚生大臣としては、その考え方をそのままございましょうが、最近の屎尿処理、農家が糞尿を使はなくなりた事情から見て、これは一、二年来特に大きな問題になつてきました。さらにここ数年のうちにには大々的に解決しなければならぬよろな事情などございますので、この際分離して明確に、行政効率を上げていただき、こういうことが主眼で今度お願いしたい、こういうなわけでござります。下水道がかりに建設省の所管にしての協力ということがあり得る。しかし建設省にしたつてそういう下水道を全般の責任を持つ場合においては、そんな公衆衛生に重大影響を与えるようなむちやは決してやらぬだらうし、そういう場合においては建設省に厚生省はお考えになるかしりませんが、しかし建設省にしたつてそういうおいては望ましいのではないかと思ふ。上水道がかりに建設省の所管になつた場合において、水質の検査は厚生省の公衆衛生局ですか、どこでも水質検査を十分にやつしていく、そういう形でもできるはずですし、そういう協力態勢をとつて行政の分掌を明確にし、そして国民の不便を除くということは大事ではないか。どちらも大臣の御答弁は、せっかくでござりますが、そういう理由がどうしても私は納得ですが、そういう理由がどうしても私は納得ですが、そういうなわけでもござりますが、そなが、終末処理だけどうしても厚生省が主管しなければならないといふのははしかく簡単ではないと思いますので、そういうことは申し上げます。

○西村(力)委員 ういう場合において公衆の都合といふことを第一義に考えて、問題を前進させることが正しい道であると思うのです。私は、厚生大臣としては、その考え方をそのままございましょうが、最近の屎尿処理、農家が糞尿を使はなくなりた事情から見て、これは一、二年来特に大きな問題になつてきました。さらにここ数年のうちにには大々的に解決しなければならぬよろな事情などございますので、この際分離して明確に、行政効率を上げていただき、こういうことが主眼で今度お願いしたい、こういうなわけでござります。下水道がかりに建設省の所管にしての協力ということがあり得る。しかし建設省にしたつてそういう下水道を全般の責任を持つ場合においては、そんな公衆衛生に重大影響を与えるようなむちやは決してやらぬだらうし、そういう場合においては建設省に厚生省はお考えになるかしりませんが、しかし建設省にしたつてそういうおいては望ましいのではないかと思ふ。上水道がかりに建設省の所管になつた場合において、水質の検査は厚生省の公衆衛生局ですか、どこでも水質検査を十分にやつしていく、そういう形でもできるはずですし、そういう協力態勢をとつて行政の分掌を明確にし、そして国民の不便を除くということは大事ではないか。どちらも大臣の御答弁は、せっかくでござりますが、そういう理由がどうしても私は納得ですが、そういう理由がどうでもござりますが、そなが、終末処理だけどうしても厚生省が主管しなければならないといふのははしかく簡単ではないと思いますので、そういうことは申し上げます。

○西村(力)委員 ういう場合において公衆の都合といふことを第一義に考えて、問題を前進させることが正しい道である

ういう場合において公衆の都合といふことを第一義に考えて、問題を前進させることが正しい道であると思うのです。私は、厚生大臣としては、その考え方をそのままございましょうが、最近の屎尿処理、農家が糞尿を使はなくなりた事情から見て、これは一、二年来特に大きな問題になつてきました。さらにここ数年のうちにには大々的に解決しなければならぬよろな事情などございますので、この際分離して明確に、行政効率を上げていただき、こういうことが主眼で今度お願いしたい、こういうなわけでござります。下水道がかりに建設省の所管にしての協力ということがあり得る。しかし建設省にしたつてそういう下水道を全般の責任を持つ場合においては、そんな公衆衛生に重大影響を与えるようなむちやは決してやらぬだらうし、そういう場合においては建設省に厚生省はお考えになるかしりませんが、しかし建設省にしたつてそういうおいては望ましいのではないかと思ふ。上水道がかりに建設省の所管になつた場合において、水質の検査は厚生省の公衆衛生局ですか、どこでも水質検査を十分にやつしていく、そういう形でもできるはずですし、そういう協力態勢をとつて行政の分掌を明確にし、そして国民の不便を除くということは大事ではないか。どちらも大臣の御答弁は、せっかくでござりますが、そういう理由がどうでもござりますが、そなが、終末処理だけどうしても厚生省が主管しなければならないといふのははしかく簡単ではないと思いますので、そういうことは申し上げます。

○西村(力)委員 ういう場合において公衆の都合といふことを第一義に考えて、問題を前進させることが正しい道であると思うのです。私は、厚生大臣としては、その考え方をそのままございましょうが、最近の屎尿処理、農家が糞尿を使はなくなりた事情から見て、これは一、二年来特に大きな問題になつてきました。さらにここ数年のうちにには大々的に解決しなければならぬよろな事情などございますので、この際分離して明確に、行政効率を上げていただき、こういうことが主眼で今度お願いしたい、こういうなわけでござります。下水道がかりに建設省の所管にしての協力ということがあり得る。しかし建設省にしたつてそういう下水道を全般の責任を持つ場合においては、そんな公衆衛生に重大影響を与えるようなむちやは決してやらぬだらうし、そういう場合においては建設省に厚生省はお考えになるかしりませんが、しかし建設省にしたつてそういうおいては望ましいのではないかと思ふ。上水道がかりに建設省の所管になつた場合において、水質の検査は厚生省の公衆衛生局ですか、どこでも水質検査を十分にやつしていく、そういう形でもできるはずですし、そういう協力態勢をとつて行政の分掌を明確にし、そして国民の不便を除くということは大事ではないか。どちらも大臣の御答弁は、せっかくでござりますが、そういう理由がどうでもござりますが、そなが、終末処理だけどうしても厚生省が主管しなければならないといふのははしかく簡単ではないと思いますので、そういうことは申し上げます。

○西村(力)委員 ういう場合において公衆の都合といふことを第一義に考えて、問題を前進させることが正しい道である

ういう場合において公衆の都合といふことを第一義に考えて、問題を前進させることが正しい道であると思うのです。私は、厚生大臣としては、その考え方をそのままございましょうが、最近の屎尿処理、農家が糞尿を使はなくなりた事情から見て、これは一、二年来特に大きな問題になつてきました。さらにここ数年のうちにには大々的に解決しなければならぬよろな事情などございますので、この際分離して明確に、行政効率を上げていただき、こういうことが主眼で今度お願いしたい、こういうなわけでござります。下水道がかりに建設省の所管にしての協力ということがあり得る。しかし建設省にしたつてそういう下水道を全般の責任を持つ場合においては、そんな公衆衛生に重大影響を与えるようなむちやは決してやらぬだらうし、そういう場合においては建設省に厚生省はお考えになるかしりませんが、しかし建設省にしたつてそういうおいては望ましいのではないかと思ふ。上水道がかりに建設省の所管になつた場合において、水質の検査は厚生省の公衆衛生局ですか、どこでも水質検査を十分にやつしていく、そういう形でもできるはずですし、そういう協力態勢をとつて行政の分掌を明確にし、そして国民の不便を除くということは大事ではないか。どちらも大臣の御答弁は、せっかくでござりますが、そういう理由がどうでもござりますが、そなが、終末処理だけどうしても厚生省が主管しなければならないといふのははしかく簡単ではないと思いますので、そういうことは申し上げます。

○西村(力)委員 ういう場合において公衆の都合といふことを第一義に考えて、問題を前進させることが正しい道である

きる、公共団体の迷惑はやはり残る。」

これが前提となるのでお話を——お願い

○大久保國務大臣 前よりはずつと楽になつた、国民に対しても申訳が立つと私

は思つておりますけれども、人間の事務であるから全く支障がないというこ

○西村(力)委員 私の話は下水道を、
とは申すことはできませんけれども、
従来よりはよくなつた、こう考えてお
ります。

終末処理場は厚生省、それまでのところは建設省と二つに分ける、このことには限って今私は話をしておる。全般的にいってよくなつたということは私も率直に認めます。ですが下水道の中を二つに分割しておるということは、これに限つて話をする場合においては、こういうことは結果として当然公共団体においては一本化よりも不都合が存 在するということをはつきり認められることで率直な立場ではないか、こう思ふのです。

らなかつたかもしれませんので、補足したいと思いますが、今こうやっても不都合が残るのじやないかという御心配でございますが、それは行政のことですから心配をしてみるとはいつの場合も当然でございますが、今度は窓口が一本になつたわけです。これは公共団体が水道もおやりになる、下水道もおやりになる、終末処理場も、公共団体が一つでおやりになるのでありますから、そのおやりになる公共団体が総合的に計画をお立てになつて、水道はこういうふうにしていきたい、それと受けて下水道はこういうふうにして

いきたい、下水道の終末処理はこういうふうにしていただきたい、その下水道と直結してない終末処理だけは先にやつて、あとは下水道は三年か何かの計画でそこへくつづけたい、こういうようを考えるのでありますと、その施設する公共団体は一つでございますから、その当該公共団体からみまして、水道なら厚生省、下水道なら建設省、終末処理場は厚生省が持つてくれば、これほどどん仕事がはかどっていく、こういうことですですから、公共団体の側から見ると非常に喜んでおられるわけなんですね。今まで権限争いで——権限争いでなくとも両方で調査をなさいますから、両方にまたがつたことが半分の手数で済むんじゃないかな。もう一つその前にさかのぼって、これは建設省でできるんじゃないかなということは、結構金や人の問題でござりますから、どこの省につけても私はできると思います。しかしそうなって参りますと、みんなが一貫作業をするような形になってしまって、行政の機構が紛糾すると思う。そこで私が先ほど申し上げたように、国民生活の衛生上の問題は厚生省ですが持っているのだから、上水道は厚生省がやる。厚生省が担当すれば、現にそういうた要員を持っておるのですから、建設省がやるんならそれまで移さなければならない。それから機動力といふものは、やはり二重になるんじゃないかな。建設省がやるんならそれまでさつき申し上げたように、水道から流れる污水よりも、雨水を対象としている問題が多いのです。そこで水道の計画ということになりますと、ことに道

路の下を通りますものですから、道筋とにらみ合せて、厚生省がかね合いでやつていい。そうすれば一つでまとめていく。だから便宜論で、理屈を言ふと今お述べになられたことがいろいろ出るだろうと思います。しかし理屈を忘れて、公共団体が一番やりいよいよにしようじゃないか。今の機構をそのままにして、有事即応で監督もできれば指導もできるということにする。中の下水道だけは建設省がおとりになつて、上と下は厚生省、こういうふうに割り切つたわけでございまして、御講論ではおつしやられるようなことがいろいろあらうかと思います。しかし今この段階においては、施設をおやりにならぬ公共団体が非常に楽になつたと喜んでおるわけでございます。また時代が進展して参りますから、その先のことは先のことと、当面して参りましたなら改正しないんだというのではなく、今大久保国務大臣からもお述べになりましたように、とにかく今一応喜んでいて、今までなわ張りでできなかつたことを政治力で両方納得させたのですから、今の段階で申し上げると非常に進歩だと思います。これでやつてみて、またもつといい方法が出てきたら、その際には改正することはないとなつ。こういうことを大久保大臣は申し上げておるのだと思ひます。どうかさよう御了承願いまして、一つよろしくお願ひいたします。

しょうけれども、苦しいような立場に私たちも置かれるのですが、ここまで一応三分割の形を不完全ながらも準備されたことに対しても、先ほど申しましたように、私たちは喜んでおるということを申し上げた。ただ、そこで下水道が一貫しない点だけが画龍点睛を欠いている、まさに遺憾に存する、こういうわけです。そこで今の御質弁大へん苦しいようでござりますが、終末処理場だけ先に作るというよなな話がございましたが、下水道の終末処理場だけを先に作るというよな例がありまして、どうか、屎尿だけを集めて処理する、こういう終末処理はあるでしょうけれども、下水の終末だけ作るというよな、そういう計画は実際にあるかどうか、あつたらお知らせ願いたい。下水道は雨水がたくさん入るから膨大なものを作らなければならぬでしょうね。下水道全体の計画ができると終末処理場も一緒に動かしていく、こうしたことだと考えられますけれども、言葉じりを拾うようですが、その点をお知らせ願いたい。

できておりる段階でございます。事実そうなつております。

○西村（力）委員 その点ですと、これは全体の計画が立って、仕事の順序ができる——先ほどのお話を違うのじやないかと思いますが、それはやめましょう。それで私が申しました趣旨は、一步前進せられましたが、とにかくこれではまだ公共団体としては、前に比べて喜んではいるけれども、また将来においてはいろいろな不都合、不便が起きてくるから、これは遠からずもう一段整備するという方向をすぐとつていただかなければならぬ、こういうことを強く希望申し上げまして終ることにいたします。

○相川委員長 それでは他に質疑の通告もありませんので、これにて厚生省設置法の一部を改正する法律案の質疑は終了いたしました。

これより討論に入るのであります
が、別に討論の通告もありませんので、本法律案に対する討論はこれを省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相川委員長 御異議なしと認めます。よってさよろ決しました。

これより厚生省設置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。
本法律案に賛成の諸君の起立を求めました。

なお本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔総員起立〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○相川委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。
これより厚生省設置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。本法律案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

設置法の一部を改正する法律案の質疑は終了いたしました。
これより討論に入るのであります
が、別に討論案の通告もありませんので、本法律案に対する討論はこれを省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

でござる段階でござります。事実そ
うなつております。
○西村(力)委員 その点ですと、これ
は全体の計画が立つて、仕事の順序が
できて——先ほどのお話を違うのじや
ないかと思いますが、それはやめま
しょう。それで私が申しました趣旨
は、一步前進せられましたが、とにかく
これではまだ公共団体としては、前
に比べて喜んではいるけれども、また
将来においていろいろな不都合、不
便が起きてくるから、これは遠からず
もう一段整備するという方向をすぐ
とつていただかなければならぬ、こう
いうことを強く希望申し上げまして終
ることにいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○相川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○相川委員長 引き続き法務省設置法の一部を改正する法律案について質疑を行いました。受田君。

○受田委員 これは今回の法務省設置法に関する問題としてお尋ねをして、ピリオドを打ちたいと思うのであります。が、從来この法務省という役所は、あたかも別格官能社のごとき機関として、行政、司法、立法のうちの司法部門を担当する形において、一般行政の性格と違った要素をいつも持つておる点があると思うのです。その一つが、ここで今指摘したいところの、法務省のお役人で検事の身分にあって法務省の局長をしている人たちがある程度お見せかけておる一つの事実として、検事の身分であつて、検事の俸給をもつて法務省の局長などをやつておる現実があると思うのであります。大臣も事実それを認めていますか。

○中村国務大臣 御指摘の通り事実であります。

○受田委員 ところが、その職務は局长の職務を行なつておられる、検事の仕事をしておられないのです。検事の仕事をしないで局長の仕事をしておる職員に対して、検事の俸給を与えることなどは、これは給与体系を乱し、また法務省をして他の省と別の役所のことき印象を与える大へんな問題点であると思ひます。大臣の御見解はいかがでございましょう。

○中村国務大臣 実はこの点は御指摘

のよだんな感じの出るものやむを得ないと思ひますが、ただ法務省は、御承知の通り裁判検察に關係をした業務がほんと大部分でござりますので、本省の局長その他他の係官にいたしましても

の実務のわかる者であることが非常に実質的な要素として必要でありますので、検察関係、裁判関係と法務本省と承知の通り法務省設置法に明瞭に規定をされておりまして、法務省設置法での人事の交流は常時できる勢態になければ適当ではありません。この点は、御指摘の通り法務省設置法に明瞭に規定をされておりまして、法務省設置法で

檢事または判事の資格のまま局長その他の法務本省の行政事務につけるような制度にしていただいておりますので、裁判官は——認証官にいたしましても、一般行政の認証官の場合は大体年令が四十二、三才、あるいは多くて五才と検察関係の人たちは、一般行政官よりも程度が多いのであります。法務省は、やはりそれとつり合つた、判事または検事の年令または実力とつり合つても大体七、八年は少くともおくれておられますので、これらの人たちと連繋ありますので、これらの人たちと連繋

する人たちは、局長等になります。そこでそれらの問題をいたしまして、

この問題をいたしまして、法務省設置法に基きましてさよう

な措置をとつておる次第であります。

なお年令等からいいましても、裁判官制度にしていなければなりませんので、この法務省設置法に基きましてさよう

な措置をとつておる次第であります。

他法務本省の行政事務につけるような

年令等からいいましても、裁判官

制度にしていなければなりませんので、この法務省設置法に基きましてさよう

な措置をとつておる次第であります。

そこで今指摘したいところの、法務省

の年令等からいいましても、裁判官

を

○受田委員 私は、大臣の御答弁の年

令的な問題、あるいは判検事と法務省の職員との人事交流などの便宜上の問題といふものは、この際大して議論に

と、局長の職務を行なう職員の判事、検事の俸給を与えるということに法体系を乱している点があり、これを私は指

を乱しておるといふことは、結局俸給まで判事の俸給を持つておるといふところに

何らか法務省に対する疑惑といいます

といふものであります。ですから、判事、検事、

おそれがあると思う。少くとも給与

といふものはその職務に対しても支給す

か、特権的な機関としての印象を与え

るおそれがあると思う。少くとも給与

といふものはその職務に対しても支給す

か、特権的な機関としての印象を与え

るおそれがあると思う。少くとも給与

といふものはその職務に対しても支給す

か、特権的な機関としての印象を与え

るおそれがあると思う。少くとも給与

をする人たちと、本省の局長等になります。そこでそれに関連した行政を行ないます

者とのつり合いの上からいいまして

も、実質の問題として、やはり検事と同様の俸給を——業務は局長であります

が、検事の地位のままで局長の地位に

つかのであります。検事と同等の俸

給を与えることにいたさなければ、人

事の交流が全く行き詰まつてしまつて

できることに事實上なりますので、

この点は、私どもとしては、なるほど

給与体系という面から議論をいたしま

すと、他の官庁との関係等も考えられ

ます。そこで同時に議論をいたしま

すが、実際の法務行政運用上やむを

得ざるところである、かように考えて

おる次第でござります。

○受田委員 裁判官には裁判官の報酬

等に関する法律といふものがあり、檢

察官には檢察官の俸給等に関する法律

が別々にできておる。しかもその裁判

官の報酬等に関する法律などを見ます

と、一般公務員よりは三号ないし四号

高いところに裁判官の報酬が置かれて

おる。従つて裁判官の身分にあつた者

者あるいは檢察官の身分にあつた者

が法務省の役人に転出した場合には、

高いところに裁判官の報酬が置かれて

おる。従つて裁判官の身分にあつた者

が法務省の役人に転出した場合には、

高いところに裁判官の報酬が置かれて

おる。従つて裁判官の身分にあつた者

が法務省の役人に転出した場合には、

場合

は、特別に高い給与体系にある俸

給表を適用するのではなくして、一般行

政職の俸給表を適用するのが私は筋だ

と思うのです。法務省設置法に判事や

檢事の資格にある者を充てることがで

きるといふことは、結局俸給まで判事や

檢事の俸給を渡してこれを待遇せよ

と、周囲の職務を行なう職員の判事、檢

事の俸給を与えることになります。

それは判事や檢事の職の内容を

持つているものじゃないのですから、

従つて法務省の一般の役人になられた者

が法務省の高級職員に転出する場合

は

場合

は、特別に高い給与体系にある俸

給表を適用するのではなくして、一般行

政職の俸給表を適用するのが私は筋だ

と思うのです。法務省設置法に判事や

檢事の資格にある者を充てることがで

きるといふことは、結局俸給まで判事や

檢事の俸給を渡してこれを待遇せよ

と、周囲の職務を行なう職員の判事、檢

事の俸給を与えることになります。

それは判事や檢事の職の内容を

持つているものじゃないのですから、

従つて法務省の一般の役人になられた者

が法務省の高級職員に転出する場合

は

に、従来の俸給をもつて出るという形のものが法務省だけに——他の省に実例がないのです。法務省だけがそれをやっているということは、これは重い一つの問題点だと思う。あなたの省に在任中に、そうした他省に見ることのできない法務省の一般行政職にある職員をして判検事の俸給を与えるといふ、こうした実際に職務に当つていな人の俸給を与えるといふような形のものをとらしめないよう改正する意思はないかどうか。従来の法規の欠陥を改めて、この際一般各省と同等の措置をするという御決意を持つていてはどうかの御決意の点を伺いたいのであります。ほかのこととは御答弁要りません。

○受田委員 あなたの前任者でいらっしゃった某法務大臣は、法務省内部の意見が全部、恩赦に選舉違反その他の政治犯はこれを掲げてはならないと決意をしたにかかわらず、驚くべき恩赦を実施された巨頭であります。これは後世法務省の大臣としてはなほだ信頼を失墜した大問題と指摘されるところであります。私は法務省という役所がそうした古い因襲で判事や検事に支配されて、大臣が一般法務行政の上で、この間の恩赦を政治犯に限つたようなのは、これはまことに千古未有、空前絶後のものだと思うのですが、今後正しい法務行政を行ふ場合に、検察官や判事とかわった立場で法務行政をやつていくのが、法務省の一般行政の立場としては私は筋が通ると思う。判事、検事の顔の色をうかがいながら仕事をするということではなくして、筋の通つた法務行政をやる、これが正当な一般職の法務省の職員であるべきだと思う。あなたのお説によると、古い法務省内の判検事をはなはだしく重く用いて、判検事の巢くつのことき法務省になつてゐる印象を私は多分に受けけるのですよ。法務省といふ役所は、やはり法務省設置法に基づく一般行政の機構の上に立つた役所であつて、法務省そのものは裁判所じやないのですから、私はその意味においては、願わくば私もつと他省との均衡がとれて、他省も変つた色彩を發揮し過ぎて法務の一般行政の権威を失墜するような形であつてはならぬと思う。従つて一方においては給与体系をくずし、一方においては法務一般行政の権威を失墜するごとき大臣の発言は、はなはだ納得できがたいと思うのでございますが、再考を

○中村國務大臣 いろいろ御指摘でございますが、この点については私直にどうも再考する余地のない問題ではないか、かように考えております。ただ法務行政の本来の姿といたしましては、他の省と違いまして、もちろん所管大臣といたしましても政略的な行政には慎むべきであつて、同時に部内の方が、それぞれ他の司法畠の本職のままで行政事務をしばらくとつておるといふ姿にかんがみまして、事務当局も閣僚の行政庁の事務当局とは違つて、きびさんたる一つの信念を持って当つてもらひう、また大臣もこれに即応いたしまして、できるだけ政略にとらわれない法務行政をやっていく、こういうことがいいのじやないか、かように考えております。

○相川委員長 他に質疑の通告もありませんので、これにて法務省設置法の一部を改正する法律案に対する質疑を終了いたしました。

これより討論に入るのですが、別に討論の通告もありませんので、これを省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○相川委員長 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

これより採決に入ります。本法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○相川委員長 起立総員。よつて本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

なお本法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御

○相川委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり
○相川委員長 御異議なしと認めます。よつてさより決しました。
次会は明十五日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十一分散会

〔参考〕
厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

1P 1P 1P 1P